

# 引用元を明示しないコピペは不正行為

## 引用とは何か

新入生の皆さんにはこれから始まる大学生活に期待を膨らませていることでしょう。さて、皆さんにはこれからの大学生活において、少なからずレポートや論文を書いていくことになります。その際に必ず出てくるのが、「引用」という言葉です。この言葉、多くの方はすでに聞いたことがあると思いますが、「引用」とはどういう行為なのでしょうか。

「引用」とは、一般的には「報道・批評・研究等の目的のために、自己の作品中に他人の著作物の全部又は一部を採録すること」と解釈されています（駒田ほか 2016, p. 123）。

ではなぜ、論文やレポートを作成する際にこの「引用」という行為が必要なのでしょうか。

## 「なぜ」引用しなければならないのか

レポートや論文を含む学術的文章の作成において「引用」が必要不可欠な理由は大きく2つあります。

2014年文部科学大臣名で決定された『研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン（以下、ガイドライン）』によると、研究活動とは、「先人達が行った研究の諸業績を踏まえた上で、観察や実験等によって知り得た事実やデータを素材としつつ、自分自身の省察・発想・アイディア等に基づく新たな知見を創造し、知の体系を構築していく行為」（ガイドライン p.4）です。そのためレポートや論文を作成する際には、自身の問題意識や関心が先人たちの研究の蓄積の上にあることを表明することになります。皆さんも学術的文章を書くことで、科学コミュニティの新たな一員として知の体系の構築に参加することになるのです。

もう1つは、学術的文章が持つ構造的な理由があります。学術的文章は、「問い合わせ」+「客観的議論」+「答え・結論」から構成されます。この構造が満たされていないと、その文章は学術的文章とはいえません。このうち、客観的議論の展開にあたっては、他者の見解を用いて自説の補強や対立説の説明を行うことが必要となってきます。ここで重要なのが、「正しく」引用する、ということです。

## なぜ「正しく」引用しなければならないのか—権利の侵害

レポートや論文を作成する際に、「正しく」引用しなければいけないのはなぜでしょうか。それは、他者の見解を自身の見解であるかのように用いたり、他者の見解と自身の見解を明確に区別せずに記述したりするのは盗用であり、不正行為となるからです。そしてより一般的には、盗用は知的財産権の一部を構成する著作権および著作者の人格的権利である著作者人格権を侵害することになるからです。

## なぜ「正しく」引用しなければならないのか—研究不正

皆さんがこれから大学生活で作成するレポートや論文は相当な数になります。引用を正しく行えないことで皆さんに被る不利益は非常に大きいため、大学生活をスタートさせる時期に引用について知っておくことは重要です。

本学では「レポートの盗用や剽窃についても、不正行為として厳しい処分をもって対応する」（北海道大学 2024, p. 59）ことが総合教育部便覧に記載されており、停学等の処分による留年や奨学金の停（廃）止の可能性があります。

また、処分が公表される場合もあります。2015年3月、東京大学教養学部はウェブサイト上に告知を掲載しました。その内容は、ある学生が提出したレポートについて、文章の約75%がインターネット上に公開されている文章からの引き写しであることが判明したため、規定に従って厳正な処置をとった、というものでした（石井 2015）。東京大学が当該事案について処分の公表という措置をとったことは各種報道で大きく取り上げられました。一連の流れで強く意識されていたのは、STAP細胞をめぐる問題をはじめとする大規模な研究不正事案でした。このように、現在では大学生のレポート作成におけるいわゆる「コピペ」の問題が、大きな社会問題となっている研究不正事案と同根の問題として深刻にとらえられています。

皆さんも、「たかが学生のレポート」と軽く考えず、大学生活の中でしっかりと「正しい引用」という学問的素養を修得しましょう。

## 補足：生成系AIの利用について

昨今、ChatGPTなどの生成系AIをだれでも利用できる環境が整いつつある一方、この技術が教育や学習に与える影響が懸念されています。利用方法を誤ると自らの学びの機会を損うだけでなく、知らないうちに他人の文章を盗用する可能性があります（山口 2023）。本学では学生の生成系AI利用について、留意すべき点をまとめています。詳しくは、北海道大学オープンエデュケーションセンター「生成系AIの利用に関する留意事項」(<https://www.open-ed.hokudai.ac.jp/news/31-3.html>) を参照してください。

## 参考文献

- 北海道大学（2024）『総合教育部便覧：令和6年度（2024）入学者用』、北海道大学
- 石井那納子（2015）「【日本の議論】衝撃「ある東大生のレポートは75%がコピペ」東大  
の告知 論文不正は止められるか」、産経新聞、2024年6月3日最終閲覧、  
[<https://www.sankei.com/article/20150331-72OM5H7Y2JPOZF4UZIMZVUO3II/>]、
- 駒田泰士・潮海久雄・山根崇邦（2016）『知的財産法 II 著作権法』、有斐閣
- 文部科学省（2014）『研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン』、文部  
科学省
- 山口淳二（2023）「生成系AIの利用に関する留意事項」、北海道大学オープンエデュケーシ  
ョンセンター、2024年4月19日最終閲覧、[<https://www.open-ed.hokudai.ac.jp/news/31-3.html>]

発行年月：2018年4月  
改訂年月：2024年6月  
発 行：北海道大学 大学院教育推進機構 高等教育研修センター  
ラーニングサポート部門（ラーニングサポート室）  
所在地：〒060-0817 札幌市北区北17条西8丁目  
電話番号：011-706-7526